

静医発第 2215 号
令和 2 年 3 月 31 日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸



感染症法に基づく届出の基準等における
新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

標記の件につきまして、静岡県健康福祉部長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

同通知では、今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について、中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡、サンマリノ共和国、アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国並びにイラン・イスラム共和国とし、本年3月27日より適用することとなりました。

なお、厚生労働省では、今後取扱いに変更がある場合には別途連絡することとしております。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。



医 疾 第 1751 号
令 和 2 年 3 月 29 日

一般社団法人 静岡県医師会会長 様

静岡県健康福祉部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感
染症に関する流行地域について

日ごろ、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力をいただき厚く御
礼を申し上げます。

さて、令和2年3月26日付事務連絡にて厚生労働省健康局結核感染症課から別
添のとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第
1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症
に関する流行地域について通知がありましたので、お知らせします。

なお、貴会会員等への周知につきましても、よろしく申し上げます。

担当 疾病対策課感染症対策班
電話 054-221-2986

事務連絡
令和2年3月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和2年3月18日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東

市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡、サンマリノ共和国、アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国並びにイラン・イスラム共和国とする。

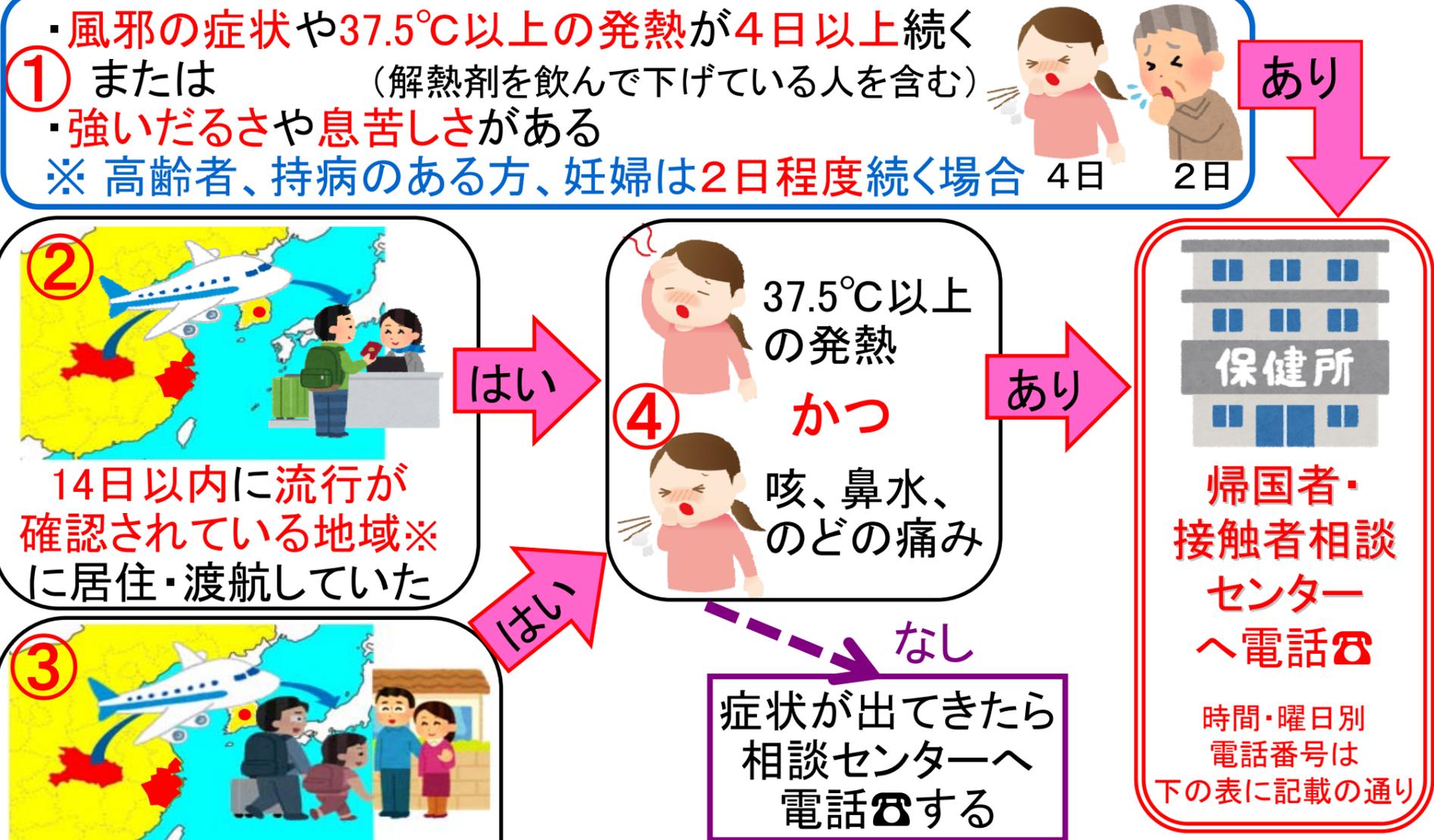
2 適用日等

令和2年3月27日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の(4)イ及びウについて「発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡、サンマリノ共和国、アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国並びにイラン・イスラム共和国に渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。

新型コロナウイルス感染症にかかったかもしれないと思われた方からの相談を受け付ける 「帰国者・接触者相談センター」を県内の 9保健所に設置し24時間電話相談を受付中

以下の流れ図で、「帰国者・接触者相談センターへ電話☎」となった方は、
24時間いつでも(土日祝日も可)相談センターに電話してください



※流行が確認されている地域
(令和2年3月10日現在)

中国	湖北省、浙江省					
韓国	大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡					
サンマリノ共和国	アイスランド共和国	アイルランド共和国	アンドラ公国	イタリア共和国	エストニア共和国	オーストリア共和国
オランダ王国	スイス連邦	スウェーデン王国	スペイン王国	スロベニア共和国	デンマーク王国	ドイツ連邦共和国
ノルウェー王国	バチカン	フランス共和国	ベルギー王国	ポルトガル共和国	マルタ共和国	モナコ公国
リヒテンシュタイン公国	ルクセンブルク大公国		イラン・イスラム共和国		-	

お住いの市町	保健所	平日8:30~17:15	それ以外の時間(土日祝も含む)
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂保健所	☎ 0558-24-2052	☎ 090-3309-6707
熱海市、伊東市	熱海保健所	☎ 0557-82-9125	
沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町	東部保健所	☎ 090-7038-4727	
御殿場市、小山町	御殿場保健所	☎ 0550-82-1224	
富士市、富士宮市	富士保健所	☎ 0545-65-2156	
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	中部保健所	☎ 054-625-7084	
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町	西部保健所	☎ 0538-37-2255	
静岡市	静岡市保健所	☎ 054-249-2221	
浜松市	浜松市保健所	☎ 053-453-6118	